

毎週火、金曜日発行（但し、休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三号（郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立保育専門学院学則
- ◇訓令 鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部規程の一部改正
- ◇告示 伐採立木材積の数量
- 告示 藥劑師の指定
- 指定医療機関の名称変更
- 保険医の指定
- 診療所所在地の変更
- 保険藥劑師の指定
- 保険医の指定
- 保險藥劑師の指定
- 公有水面埋立の免許
- 収入証紙小売さばき人の氏名変更
- 計量器定期検査の実施
- 馬の流行性脳炎予防注射の実施

◇公安告示

鳥取県営大山放牧場預託規程の一部改正

聴聞会の開催

◇公告 製炭伝習の期間、場所等

規則

鳥取県立保育専門学院学則をここに公布する。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十八号

鳥取県立保育専門学院学則

第一章 総 則

（学院の目的）

第一条 鳥取県立保育専門学院（以下「学院」という。）は、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第一項第一号に定める厚生大臣の指定する保育を養成する施設であつて、児童福祉において児童の保育に従事しようとする女子に対し、これに必要な理

論及び技術を授け、且つ、その社会事業精神の、かん養を図ることを目的とする。

(修業年限及び定員)

第二条 学院の修業年限及び定員は、次のとおりとする。

一 修業年限 二年

二 定員 百名(一学年五十名)

第二章 学年、学期及び休日

(学年及び学期)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 学年を分けて次の二学期とする。

一 前期四月一日から九月三十日まで

二 後期十月一日から翌年三月三十一日まで

(休日及び休暇)

第四条 休日及び休暇は、次のとおりとする。但し、鳥取県立保育専門学院長(以下「院長」という。)が必要と認めるときは、休日又は休暇中授業を行うことができる。

一 日曜日

二 国民の祝日

三 その他臨時に定めた休日

四 春季休暇 三月二十五日から四月七日まで

五 夏季休暇 七月二十五日から八月三十一日まで

六 冬季休暇 十二月二十五日から翌年一月七日まで

第三章 学科目、授業時間数及び履修方法

(学科目、授業時間数及び履修方法)

第五条 授業は、講義及び実習とし、学科目、授業時間数及び履修方法は、別表「修学科目及び単位」によるものとする。

第四章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学資格)

第六条 学院の入学志願者は、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者、

若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部大臣からこれと同等以上の資格を有すると認定された者

二 満十八才以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者

(入学手続)

第七条 入学志願者は、募集期限内に入学願書(別記第一号様式)に次の書類を添えて院長に提出しなければならない。

一 履歴書

二 戸籍抄本

三 受験資格を証明する書類

四 最終学校の成績証明書

五 身体検査書(別記第二号様式)

六 写真(最近三箇月以内に撮影した正面上半身名刺型)

(入学試験)

第八条 入学志願者には、学科試験、人物考査及び身体検査を行い入学の可否を決定する。

2 前項の学科試験は、高等学校卒業程度の学力について行う。

3 第一項の試験の期日、場所及び学科目、その他募集に必要な事項は、毎年院長が定める。

(保証人)

第九条 前条の試験に合格し、入学を許可された者は、入学と同時に保証人を定め、誓約書(別記第三号様式)を院長に提出しなければならない。

2 保証人は、県内に居住する成年者で獨立の生計を営む身元確實な者であつて、当該学生の身上に關し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 保証人が死亡したとき又は前項の資格を失つたときは、直ちに前項に該当する保証人を定めて、院長に届け出なければならない。

(欠席)

第十条 病氣その他の事故によつて欠席しようとする者は、その理由を明記しすみやかに、院長に届け出なければならない。

2 病氣による欠席が一週間以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第十一条 病氣その他の事故によつて引き続き三箇月以上修学を中止しようとする者は、休学願(別記第四号様式)を院長に提出しなければならない。

2 前項の事故が病氣であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(復学)

第十二条 休学中の者が復学しようとするときは、復学願(別記第四号様式)を院長に提出しなければならない。

2 前項の事故が病氣であつたときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第十三条 病氣その他やむを得ない理由によつて、退学しようとするときは、退学願(別記第四号様式)を院長に提出しなければならない。

2 前項の理由が病氣であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

第十四条 院長は、学生が次の各号の一に該当するときは、退学をさせることができる。

一 素行不良の者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由なしに引き続き一箇月以上欠席した者

四 出席が常でない者

五 その他院長が修業の継続を不相当と認めた者

(賞罰)

第十五条 院長は、品行方正で学業優秀な学生をほう、賞与することができる。

2 院長は、学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をする学生に対し次の懲戒を加えることができる。

一 訓戒

二 謹慎

三 停学

第五章 学業成績及び卒業

(試験)

第十六条 試験は、定期試験及び臨時試験とする。

2 定期試験は、各学期末に行い、臨時試験は必要なくに行う。

3 試験の期日は、院長がそのつど定める。

(学業成績の評定等)

第十七条 学業成績は、各科目ごとに前条の成績に実習及び平素の成績を総合参し、よくして評定する。

(進学及び卒業)

第十八条 学業成績が次の各号の一に該当するときは、進学又は卒業することができない。

一 全科目の平均点数が六十点未満のとき。

二 一科目の点数が四十点未満のとき。

三 三分の一以上の科目が六十点未満のとき。

第十九条 各学年の所定授業日数の三分の一以上欠席した者は、進学又は卒業することができない。

(試験欠席届)

第二十条 病氣その他の理由によつて、試験を受けることができない者は、あらかじめ、試験欠席届(別記第五号様式)を提出しなければならない。但し、やむを得ないときは、その試験の日から一週間以内に提出しなければならない。

2 前項の理由が病氣であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(追試験)

第二十一条 学生が第十八条又は前条の規程に該当するときは、その事情を考慮して追試験を受けさせることができる。

2 追試験を受ける場合は、院長に追試験願(別記第六号様式)を提出して許可を受けなければならない。

3 追試験の期日は、そのつど院長が定める。

(卒業証書及び保母資格証明書)

第二十二条 所定の課程を卒業した者には、卒業証書(別記第七号様式)及び保母資格証明書(別記第八号様式)を授与する。

第六章 授業料及び弁償

(授業料)

第二十三条 授業料は徴収しない。

(弁償)

第二十四条 第十四条の規定によつて退学させられた者又は個人的な事情によつて退学した者に対しては、学生に要した費用の全部又は一部を弁償させることがある。

第七章 補 則

(委任)

第二十五条 この規則に定めるものの外、必要な事項は、院長が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年五月一日から適用する。

別 表

修学科目及び単位

甲類(必修科目)

学 科 目

倫 理 学

教育学及び教育心理学

保 育 理 論

児童心理学及び精神衛生

生理学及び保健衛生学

看護学及び小児病学

栄 養 学

生 物 学

社 会 学

社会福祉事業一般

ケース・ワーク

グループ・ワーク

社会福祉法制

生活指導(絵画製作)

配当単位 配当時間

二 三〇

四 六〇

六 九〇

八 一二〇

四 六〇

四 六〇

四 六〇

二 三〇

二 三〇

二 三〇

二 三〇

二 三〇

三 九〇

生活指導(言語演劇)

生活指導(リズム集団遊戯)

生活指導(被服住居)

自然 研 究

社 会 研 究

音 楽

体 育

看護学実習

栄養学実習

育児実習

ケース・ワーク実習

総合実習

乙 類(選択科目)

学 科 目

保育理論

社会福祉事業一般

社会福祉法制

配当単位 配当時間

二 三〇

二 三〇

一 一五

施設管理

コミュニケーション

英 語

グループ・ワーク実習

履修方法

卒業資格を得るには、次に掲げる基準により定める課程を履修しなければならない。

イ 甲類の学科目についてはすべての学科目につき少くとも配当せられた単位

ロ 乙類の学科目については七学科目の中少くとも四学科目を選択し、その学科目につき少くとも配当せられた単位

(別記)

第一号様式

入 学 願 書

本 籍

現住所

氏 名 (ふりがなをつける)

年 月 日生

私は、貴学院に入学したいので、関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

右 本人 氏 名 ㊟

鳥取県立保育専門学院長殿

第二号様式

身体検査書 (県立保健所検査のものとする)

現住所

氏 名 年 月 日生

一 体格 九 聴 力

二 栄養 十 耳 疾

三 身長 センチ 十一 鼻 疾

メートル

四 体重 キログ 十二 歯牙う歯

ラム

五 胸 囲 センチ 十三 呼吸器

メートル

六 脊 柱 十四 言 語

七 視 力 右左 十五 畸形又は四肢運動障害

八 眼 疾 十六 その他の疾病

右のとおり証明します。

年 月 日

現住所

医 師 氏 名 ㊟

第三号様式

誓 約 書

本 籍

現住所

氏 名

年 月 日生

今般鳥取県立保育専門学院に入学の許可がありました
が、養成期間中は諸規則や御指示等を堅く守ることを

ここに誓約いたします。

昭和 年 月 日

氏 名 ㊟

第四号様式

鳥取県立保育専門学院長殿

年 月 日生

退学 (休学、復学) 願

第 学年

氏 名 ㊟

このたび次の理由によつて退学 (休学、復学) いたしたいので、許可下さいますよう、保証人連署でお願いいたします。

理由 (具体的に詳しく記載すること)

年 月 日

右 本人 氏 名 ㊟

現住所

保証人 氏 名 ㊟

鳥取県立保育専門学院長殿

本 籍
現住所
職業

本人との続柄

保護者 氏 名 ㊟

年 月 日生

本 籍
現住所
職業

本人との関係

保証人 氏 名 ㊟

第五号様式

試験欠席届

第 学年

氏

名

このたび、次の理由によつて の試験を欠席いたしましたので、(欠席しましたので)お届けいたします。

理由(具体的に詳しく記載すること。)

年 月 日

右 本人 氏

名 ㊦

鳥取県立保育専門学院長殿

第六号様式

追 試 験 願

第 学年

氏

名

このたび、次の理由によつて追試験を受けたいので、許可下さいますようお願いいたします。

理由(具体的に詳しく記載すること。)

右 本人 氏

名 ㊦

鳥取県立保育専門学院長殿

第七号様式

第 号

卒業 証 書

氏

名

年 月 日生

右は本学院の課程を卒業したことを証する。

年 月 日

鳥取県立保育専門学院長 氏

名 ㊦

第八号様式

第 号

保母 資格 証明書

氏

名

年 月 日生

訓 令

鳥取県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 解

鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部規程(昭和三十一年一月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第七条第二項中「西部地方事務所」を「鳥取県美保涉外労務管理事務所」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十一年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十六条第七項の規定により、昭和三十一年度新たに許可すべき伐採立木材積数量を次のとおり定める。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

森 林 区 区	用		材		林		薪		炭		林	
	針 伐	葉 伐	樹 伐	主 伐	針 伐	葉 伐	樹 伐	主 伐	針 伐	葉 伐	樹 伐	主 伐
A	1	石 2,218	石 601	石 2,819	石 3	石 3	石 25	石 139	石 8	石 8	石 1,403	石 1,403
	2	1,630	59	1,689							1,771	1,771
	3	970	2,073	3,043	25	25					104	104
	4	65	7	72							2,822	2,822
	5	1,540	58	1,598	139						290	290
	6	1,827	210	2,037							334	334
	7	147	32	179							487	487
	8	56	6	62							103	103
	9	4,922	263	5,185							12,313	12,313
	10	883	221	1,104							5,820	5,820
小計		14,258	3,530	17,788	167	167	8	8	25,447		25,447	
B	11	24,220	10,423	34,643							7,107	7,107
	12	6,543	2,475	9,018			55	55			1,123	1,123
	13	19,926	4,237	24,163	9,478	9,478					14,104	14,104
	14	1,404	2,203	3,607			5	5			7,680	7,680
	15	624	109	733	18	18					1,934	1,934
	16	4,502	1,208	5,710	2,295	2,295	6	6			4,578	4,578
	17	4,531	310	4,841	6	6					9,617	9,617
小計		14,258	3,530	17,788	167	167	8	8	25,447		25,447	
C	18	1,778	2,429	4,207					10	10	513	513
	19	2,338	151	2,489							3,421	3,421
	20	363	332	695							601	601
小計		66,229	23,877	90,106	11,797	11,797	70	70	50,678		50,678	
D	21	201	2,503	2,704							920	920
	22	207	503	710							1,655	1,655
	23	2,061	1,805	3,866	332	332					3,864	3,864
	24	151	737	888	11,069	11,069					506	506
	25	1,801	903	2,704							261	261
	26	560	176	736							490	490
	27	1,967	160	2,127	932	932					136	136
	28	116		116							47	47
	29	241		241							2,037	2,037
	30	105		105								
小計		7,410	6,787	14,197	12,333	12,333			9,916		9,916	
D	31	197	10	207							1,048	1,048
	32	524	4,549	5,073							377	377
	33	1,427		1,427							220	220
	34	1,203		1,203							10,264	10,264
	35	3,663	4,201	7,864							55	55
	36		201	201							6,718	6,718
	37	108	99	207	2,447	2,447					1,841	1,841
	38		2,854	2,854								
小計		7,410	6,787	14,197	12,333	12,333			9,916		9,916	

森 林 区 区	用		材		林		薪		炭		林	
	針 伐	葉 伐	樹 伐	主 伐	針 伐	葉 伐	樹 伐	主 伐	針 伐	葉 伐	樹 伐	主 伐
A	1	石 2,218	石 601	石 2,819	石 3	石 3	石 25	石 139	石 8	石 8	石 1,403	石 1,403
	2	1,630	59	1,689							1,771	1,771
	3	970	2,073	3,043	25	25					104	104
	4	65	7	72							2,822	2,822
	5	1,540	58	1,598	139						290	290
	6	1,827	210	2,037							334	334
	7	147	32	179							487	487
	8	56	6	62							103	103
	9	4,922	263	5,185							12,313	12,313
	10	883	221	1,104							5,820	5,820
小計		14,258	3,530	17,788	167	167	8	8	25,447		25,447	
B	11	24,220	10,423	34,643							7,107	7,107
	12	6,543	2,475	9,018			55	55			1,123	1,123
	13	19,926	4,237	24,163	9,478	9,478					14,104	14,104
	14	1,404	2,203	3,607			5	5			7,680	7,680
	15	624	109	733	18	18					1,934	1,934
	16	4,502	1,208	5,710	2,295	2,295	6	6			4,578	4,578
	17	4,531	310	4,841	6	6					9,617	9,617
小計		14,258	3,530	17,788	167	167	8	8	25,447		25,447	
C	18	1,778	2,429	4,207					10	10	513	513
	19	2,338	151	2,489							3,421	3,421
	20	363	332	695							601	601
小計		66,229	23,877	90,106	11,797	11,797	70	70	50,678		50,678	
D	21	201	2,503	2,704							920	920
	22	207	503	710							1,655	1,655
	23	2,061	1,805	3,866	332	332					3,864	3,864
	24	151	737	888	11,069	11,069					506	506
	25	1,801	903	2,704							261	261
	26	560	176	736							490	490
	27	1,967	160	2,127	932	932					136	136
	28	116		116							47	47
	29	241		241							2,037	2,037
	30	105		105								
小計		7,410	6,787	14,197	12,333	12,333			9,916		9,916	
D	31	197	10	207							1,048	1,048
	32	524	4,549	5,073							377	377
	33	1,427		1,427							220	220
	34	1,203		1,203							10,264	10,264
	35	3,663	4,201	7,864							55	55
	36		201	201							6,718	6,718
	37	108	99	207	2,447	2,447					1,841	1,841
	38		2,854	2,854								
小計		7,410	6,787	14,197	12,333	12,333			9,916		9,916	

小 計	7,122	11,914	19,036	2,447	2,447		20,523	20,523
E								
39	448		448				201	201
40	51		51				1,139	1,139
41		132	132				363	363
42	22		22				1,016	1,016
43								
小 計	521	132	653				2,719	2,719
県 計	95,540	46,240	141,780	26,744	26,744	78	109,283	109,283

昭和31年度新たに許可すべき伐採立木材積 (普通林)

基 本 区 区	用 材				薪 炭			
	針 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹
1	3,802	2,832	5,218	1	78	78	11,828	11,828
2	3,333	4,389	5,528	3	56	56	10,175	10,175
3	14,978	12,092	21,019	313	93	93	20,773	20,773
4	6,162	5,110	8,717				19,898	19,898
5	6,517	10,702	11,868	4	657	657	10,960	10,960
6	3,462	3,203	5,064	8	860	860	14,515	14,515
7	7,645	4,264	9,714	19	57	57	25,517	25,517
8	13,643	6,348	16,817	20	596	596	14,801	14,801
9	16,933	22,967	22,967		26	26	36,790	36,790
10	26,866	13,420	31,340				34,919	34,919

小 計	103,341	85,327	138,252	368	368	2,423	2,423	200,176	200,176
B									
11	2,847	331	2,847	15	15			1,022	1,022
12	7,880	4,483	8,772	16	16			9,176	9,176
13	36,923	16,683	43,127	7	7	2	2	18,126	18,126
14	5,169	6,323	8,291					13,177	13,177
15	8,113	3,907	9,970	40	40			15,022	15,022
16	3,927	4,028	5,931					11,991	11,991
17	12,652	5,103	15,204	18	18			7,339	7,339
18	6,841	3,156	8,420	10	10			7,522	7,522
19	16,693	4,939	19,163	68	68			12,991	12,991
20	8,838	1,628	9,652						
小 計	103,883	50,581	131,377	174	174	2	2	96,366	96,366
C									
21	7,186	3,123	8,746	3	3			9,452	9,452
22	4,957	2,812	6,131					16,238	16,238
23	7,224	3,138	8,161	90	90	328	328	32,780	32,780
24	9,813	4,057	11,328					15,841	15,841
25	27,187	6,422	30,217					8,510	8,510
26	15,426	5,692	18,204					22,343	22,343
27	8,436	2,039	9,073	20	20	10	10	3,282	3,282
28	8,997	1,484	9,628					6,335	6,335
29	3,422	2,687	4,776					7,324	7,324
30	1,834	4,121	4,121					11,050	11,050
小 計	94,482	35,575	110,385	113	113	338	338	133,155	133,155

D	31	15,057	14,889	22,495	100	100	4,082	4,082
	32	18,215	5,534	19,844			13,015	13,015
	33		7,913	7,913			1,388	1,388
	34	39,062	24,931	51,252	2	2	11,706	11,706
	35	3,636	3,998	5,419	75	75	46,955	46,955
	36	11,575	22,389	22,389	6	6	48,770	48,770
	37	6,200	14,082	14,082	270	270	46,323	46,323
	38	23,500	36,075	40,486			6,131	6,131
小計		117,445	129,811	183,880	453	453	178,370	178,370
E	39	16,730	12,893	22,841	18	18	30,091	30,091
	40	10,083	10,891	15,227	60	60	30,272	30,272
	41	5,521	5,039	8,012	257	257	38,064	38,064
	42	22,412	6,968	25,647	65	65	26,335	26,335
	43	4,615	1,022	5,126		90	40,670	40,670
小計		59,361	36,813	76,853	400	400	165,432	165,432
県計		484,512	338,107	640,747	1,508	1,508	773,499	773,499

鳥取県告示第二百十五号

鳥取県会計規則（昭和 十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解を次のとおり昭和三十一年六月一日廃止並びに指定した。

昭和三十一年六月一日

廃

止

鳥 取 県 知 事 遠

藤

茂

指

定

鳥取県教育委員会事務局中部支所

鳥取県立保育専門学院

鳥取県教育委員会事務局西部支所

鳥取県教育委員会事務局中部給与事務所

鳥取県教育委員会事務局西部給与事務所

鳥取県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による薬剤師を次のように指定した。

昭和三十一年六月一日

鳥 取 県 知 事 遠

藤

茂

診療科名
（業務の種類）

名 称

氏 名

所 在 地

指 定 年 月 日

調 剤

有限会社 加藤薬局

加藤 栄蔵

鳥取市東品治町一六六ノ五

昭和三十一年五月一日

”

立 岩 薬 局

立 岩 一 彦

吉方一区八二五

”

”

ふ じ や 薬 局

米 沢 敏 夫

川端二丁目四一

”

”

市 谷 薬 局

市谷賀栄子

立川五丁目県営住宅一
六七ノ一

”

”

藤 井 薬 局

藤 井 一 貫

米子市茶町六一

”

池田 藥局	池田 良藏	博労町二丁目二二
王道藥品株式会社米子出張所	野村 義一	尾高町三
須山 藥局	須山 秀子	車尾一八一
家森 藥局	入江三重子	東伯郡赤碕町出上
トイゴ 藥局	荻原 嘉一	東郷町松崎
御船 藥局	御船 吟乃	三朝町三朝
三朝 藥局	岸本 晴光	"
上原 藥局	上原 裕臣	日野郡江府町江尾
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

鳥取県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関のうち次のように名称変更の届出があつた。

昭和三十一年六月一日

新 名 称

鳥取県知事 遠 藤

旧 名 称

茂

八頭村国民健康保険直営安部診療所
（八頭郡八頭村大字安井宿）

安部村国民健康保険直営診療所
（八頭郡安部村大字安井宿）

鳥取県告示第二百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

診療科目	診療 所		氏 名	指 定 年 月 日
	名	称		
産婦人科、内 科、放射線科	武田 医院	日野郡溝口町大字溝口	武田 正人	昭和三十一年四月二十日
産婦人科	日野郡厚生農業協同 組合連合会日野病院	" 根雨町大字根雨七三〇	西山 広規	四月二十五日
"	松岡 医院	鳥取市行徳九	松岡 京子	四月 三十日
内科、小児科	車尾 診療所	米子市車尾九〇四ノ五	野津 英顕	四月 二十日
"	日野郡厚生農業協同 組合連合会日野病院	日野郡根雨町大字根雨七三〇	藤井 正二	四月二十五日

鳥取県告示第二百十九号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

診療科名

新診療所名称

診療所所在地

変更事由

氏名

変更年月日

歯科 林歯科医院 鳥取市立川二丁目一〇九 北海道網走郡津別町字幸町 転入 林 寛

昭和三十年十二月三十日

小児科 笠木小児科医院 米子市中町七六

島根県鹿足郡津和野町後田

笠木 慶治

昭和三十一年四月一日

鳥取県告示第二百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

薬

名称 所在地

氏名

指定年月日

面谷薬局

境港市花町二〇五

面谷 泉

昭和三十一年五月九日

市川薬局

東伯郡羽合町橋津

市川 彌寿雄

昭和三十一年五月七日

鳥取県告示第二百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

診療科目

名称 診療所所在地

氏名

指定年月日

内科 中井医院 倉吉市堺町二丁目八七〇 中井 睦恵 昭和三十一年五月九日

鳥取県告示第二百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

薬

名称 所在地

氏名

指定年月日

池本薬局

東伯郡赤碕町字赤碕

池本 四郎

昭和三十一年五月一日

常田薬局

鳥取市西町二八七ノ一

常田 雅雄

昭和三十一年四月二十七日

門 脇 藥 局 米子市角盤町三丁目二
青 砥 藥 局 境港市松ヶ枝町六二
小 原 藥 局 米子市東倉吉町六二
門 脇 貞 子 四月二十八日
青 砥 行 子
小 原 茂 己 五月二日

鳥取県告示第二百二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十一年六月一日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所 鳥取市宮長字江崎二一四番地先から同市吉成字逆川七五五番地先まで
- 二 埋立の面積 大路川旧河川敷 二、一三六坪一合九勺
- 三 埋立工事着手の期限 昭和三十一年六月七日
- 四 埋立工事のしゅんこう期限 工事に着手の日から五ヶ年以内
- 五 埋立の目的 耕地造成
- 六 埋立の免許を受けた者 鳥取市宮長七五番地 関係部落代表 宮 部 源 造

鳥取県告示第二百二十四号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号、第五条第二項の規定により指定した小売さばき人代

表者に次のように変更があつた。

昭和三十一年六月一日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

番号		氏 名		小売さばき場所	変更年月日
二七五		新	旧		
		鳥取県職員組合郡家保健所支部	支部長 西尾源太郎	八頭郡郡家町大字郡家井津尻六三四	昭和三十一年四月二日

鳥取県告示第二百二十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により鳥取市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十一年六月一日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

検 査 日 時	検 査 区 域	検 査 場 所
六月 十八日 午前九時から 午後四時まで	鳥取市のうち久松、醇風、遷番、修立、日進、明徳、富桑及び賀露小学校の校区並びに稲葉山小学校の校区のうち立川町三、四、五丁目、連隊前、緑町一、二区旭町、美保小学校の校区のうち富安	鳥取東高等学校 修立小学校 遷番
十九日		
二十日		

"	"	"	"	"	"	"	"
四月	三月	七月二日	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日
							二十二日
							二十一

備考 計量法第一百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十一年六月十八日から七月十七日までとする。

遷喬〃
醇風〃
日進〃
日進〃
富桑〃
明德〃
鳥取市設魚市場

鳥取市役所賀露地区主任詰所

鳥取県告示第二百二十六号

次のように馬の流行性脳炎予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

実施の目的 馬の流行性脳炎予防のため

二 実施の区域
別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬の流行性脳炎予防注射

馬、但し生後三箇月以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

流行性脑炎予防疫液 皮下注射

別表

実施期日		実施区域		実施場所
一	次一二	次		
六月六日	六月九日	東伯郡赤碕町	同上	
七日	十一日	東伯町		
八日		倉吉市(旧社村)		
		(旧倉吉)		
		東伯郡中山村		
九日	十二日	東郷町		
		大栄町(旧栄村)		
		倉吉市(旧灘手村)		

鳥取県告示第二百二十七号

鳥取県営牧場預託規程（昭和二十五年十二月鳥取県告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第四条中「知事」を「鳥取県営大山放牧場長（以下「場長」という。）」に改める。

第八条及び第十条中「知事」を「場長」に改める。

様式一二三四中「鳥取県知事西尾愛治」を「鳥取県営

大山放牧場長」に改める。

附
則

この規程は、昭和三十一年六月一日から施行する。

公安委員會告示

鳥取県公安委員会告示第七号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項及び同法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第五十九条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十一年六月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 關係者住所氏名

氣高郡氣高町大字宝木七九九番地

中
村
喜
行

昭和九年三月八日生

二 聴聞の期日

昭和三十一年六月八日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取県宝木警察署会議室

公 告

昭和三十一年度における製炭伝習の期間、場所及び伝習生の人数並びに願書受付期限を次のように公告する。

昭和三十一年六月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 製炭伝習の期間

昭和三十一年七月一日から
昭和三十一年十二月三十一日まで

二 製炭伝習の場所

東伯郡三朝町
日野郡江府町

三 製炭伝習生の人数 三十人

四 願書受付期間

昭和三十一年六月一日から
昭和三十一年六月二十日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便特認可

發行日 火、金

鳥取縣